

40	同法第34条の4第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施									総合事務所長
41	同法第34条の5の規定による事業の制限又は停止の命令									
42	同法第34条の11の規定による一時預かり事業に係る届出の受理									児童福祉所長
43	同法第34条の13第1項の規定による報告の徴収又は立入検査等の実施									
44	同法第34条の13第3項の規定による措置命令									
45	同法第34条の13第4項の規定による事業の制限又は停止の命令									
46	同法第34条の14の規定による養育里親名簿の作成									
47	同法第34条の15第2項の規定による養育里親名簿からの抹消									
48 略										
49 略										
50	同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一)及び(二) 略									
51	同法第46条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令 (一) 保育所並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
52 略										
53 略										
54 略										
55 略										
56	同法第59条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事業所等への立入調査の実施									
57 略										
58 略										
59 略										
60 略										

24 略										
25 略										
26	同法第46条第1項及び第3項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施並びに改善の勧告及び命令 (一)及び(二) 略									
27 略										
28 略										
29 略										
30 略										
31	同法第59条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事業所等への立入検査等									
32 略										
33 略										
34 略										
35 略										

	61 略																			
	62 略																			
	63 略																			
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。)	1 同令第1条第2項の規定による援助等が必要な者の認定																			児童福祉所長
	2 略																			
	3 略																			
	4 略																			
三 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務	略																			
四 里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号)に基づく知事の権限に関する事務	略																			
	2 同令第14条の規定による報告又は届出の受理																			児童福祉所長
五 略																				
六 略																				

	36 略																			
	37 略																			
	38 略																			
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援室の所掌事務に係るものを限る。)	1 略																			
	2 略																			
	3 略																			
三 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援室の所掌事務に係るものを限る。)	略																			
四 里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第7条第1項及び第2項(同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による里親の認定																			
	2 同令第7条第1項及び第2項(同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による調査																			児童福祉所長
	3 同令第8条第1項及び第2項(同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による里親の認定の取消し																			
	4 同令第13条第2項及び第3項(同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による養育の継続が困難な旨の届出の受理																			児童福祉所長
	5 1から4までに掲げるもの以外のもの																			
五 里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号)に基づく知事の権限に関する事務	略																			
	2 同令第14条の規定による報告の受理																			児童福祉所長
六 略																				
七 略																				

七 略
八 略
九 略
十 略
十一 略
十二 略
十三 略
十四 略
十五 略
十六 略
十七 略
十八 略
十九 略
二十 鳥取県 小児慢性特 定疾患治療 研究事業医 療給付措置 費負担命令 規則(平成 17年鳥取県 規則第29 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務
1 略
2 同規則第3条第2項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令(医療の給付を受ける者が同一生計内に2人以上いるときに限る。)
3 同規則第4条第2項の規定による所得税額等についての調査
4 同規則第5条第1項の規定による支払義務者及び支払額の決定並びにその額を支払うべき旨の命令
5 同規則第5条第2項の規定による負担命令の内容の通知
6 同規則第6条第1項の規定による支払額の滞り等
7 同規則第6条第3項の規定による負担命令の変更又は取消し及びその旨の通知並びに減額等を行わない旨の通知
総務事務所長
総務事務所長
総務事務所長
総務事務所長
総務事務所長
総務事務所長
二十一 母体 保護法(昭 和23年法律 第156号) に基づく知 事の権限に 属する事務
1 同法第15条第1項の規定による受胎前診断の実施指書を行う者の指定及び同法第21項の規定によるその指定を受ける助産師等に係る講習の認定
2 同法第39条第2項の規定による受胎前診断の実施指書を行う者の指定の取消し
総務事務所長
総務事務所長
二十二 略
二十三 略

八 略
九 略
十 略
十一 略
十二 略
十三 略
十四 略
十五 略
十六 略
十七 略
十八 略
十九 略
二十 略
二十一 鳥取 県小児慢性 特定疾患治 療研究事業 医療給付措 置費負担命 令規則(平 成17年鳥取 県規則第29 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務
1 略
総務事務所長
二十二 母体 保護法(昭 和23年法律 第156号) に基づく知 事の権限に 属する事務
1 同法第15条第1項の規定による受胎前診断の実施指書を行う者の指定及び同法第21項の規定によるその指定を受ける助産師等に係る講習の認定
2 同法第39条第2項の規定による受胎前診断の実施指書を行う者の指定の取消し
総務事務所長
総務事務所長
二十三 略
二十四 略

二十四 略										
医療 略										
政策 六 歯科技工法(昭和30年法律第168号)に基づく知事の権限に属する事務										
1の2	同法第8条第2項の規定による歯科技工士の処分についての厚生労働大臣への具申									
略										
略										
八 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務										
1	同法第9条第2項の規定による診療放射線技師の処分についての厚生労働大臣への具申									
略										
略										
十二 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に基づく知事の権限に属する事務										
1	同法第8条第2項の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の処分についての厚生労働大臣への具申									
略										
略										
十四 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく知事の権限に属する事務										
2	同法第12条第5項(同法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定による准看護師免許証の交付									
3	同法第14条第2項の規定による戒告、業務の停止又は免許の取り消し									
略										
5	同法第15条の2第2項の規定による再教育研修の受講命令									
6	同法第15条の2第4項の規定による准看護師候補への登録									
7	同法第15条の2第5項の規定による再教育研修修了登録証の交付									
略										
略										
十五 保健師助産師看護師法(昭和28年政令第386号)に基づく知事の権限に属する										
1	同法第6条第2項の規定による准看護師免許証の書換交付									
2	略									
3	略									

二十五 略										
医療 略										
政策 六 歯科技工法(昭和30年法律第168号)に基づく知事の権限に属する事務										
1の2	同法第8条第3項の規定による歯科技工士の処分についての厚生労働大臣への具申									
略										
略										
八 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務										
1	同法第9条第3項の規定による診療放射線技師の処分についての厚生労働大臣への具申									
略										
略										
十二 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に基づく知事の権限に属する事務										
1	同法第8条第3項の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の処分についての厚生労働大臣への具申									
略										
略										
十四 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく知事の権限に属する事務										
2	同法第12条第2項(同法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定による准看護師免許証の交付									
3	同法第14条第2項の規定による准看護師免許の取り消し及び業務の停止命令									
略										
略										
十五 保健師助産師看護師法(昭和28年政令第386号)に基づく知事の権限に属する										
1	略									
2	略									

事務		4 略						
十六 鳥取県 保健助産 師養成法 施行細則 (昭和36年 度鳥取県規 則第38号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第10条第 1項第3号の規定 による助産指導者 の指定							
	2 同規則第11条に 規定する集合研修 の実施							
	3 同規則第12条第 1項の規定による 課題研修修了報 告書の受理							
	4 同規則第12条第 2項の規定による 課題研修修了証の 交付							
	5 同規則第13条第 1項の規定による 個別研修計画書の 受理							
	6 同規則第13条第 4項の規定による 個別研修計画書の 変更命令							
	7 同規則第14条第 1項の規定による 個別研修修了報告 書の受理							
	8 同規則第14条第 4項の規定による 個別研修修了証の 交付							
	9 同規則第15条の 規定による再教育 研修に関する必要 事実の決定							
	10 同規則第18条の 規定による再教育 研修修了登録証の 書発交付							
	11 同規則第19条の 規定による再教育 研修修了登録証の 再交付							
	12 同規則第20条の 規定による再教育 研修修了登録証返 却書の受理							
十七 略								
十八 略								
十九 略								
二十 略								
二十一 略								
二十二 略								
二十三 略								
二十四 略								
二十五 略								
二十六 歯科 衛生士法 (昭和23年 法律第204 号)に基づ	1 同法第6条第3 項の規定による歯 科衛生士の氏名、 住所等の届出の受 理							総合事務所長

事務		3 略						
十六 略								
十七 略								
十八 略								
十九 略								
二十 略								
二十一 略								
二十二 略								
二十三 略								
二十四 略								

	く知事の権限に属する事務								
医療指導課	略								
十四	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第4号)に基づき知事の権限に属する事務	略	30	略					
		31	同法第9条の4の規定による入院に要する費用の徴収						
	略								
	略								
水・大気環境課	十九 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき知事の権限に属する事務(県土総務課又は住宅政策課の所掌事務に係るものを除く。)	略	8	同法第10条の2第1項の規定による報告書の受理					総合事務所長
		9	同法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更に係る報告書の受理						総合事務所長
		10	同法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理						総合事務所長
		11	略						
		12	略						
		13	略						
		14	略						
		15	略						
		16	略						
		17	略						
	二十 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)に基づき知事の権限に属する事務	1	同条例第5条第1項(同条例第7条第3項及び第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による浄化槽保守点検業者の登録						総合事務所長
		2	同条例第6条第1項(同条例第7条第3項及び第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による浄化槽保守点検業者の登録の可否						総合事務所長
	略								
	二十一 水道法(昭和52年法律第177号)に基づき知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	略							
	6	略							

	医療指導課	略								
十四	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第4号)に基づき知事の権限に属する事務	略	30	略						
	略									
	略									
水・大気環境課	十九 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき知事の権限に属する事務	略	8	略						
			9	略						
			10	略						
			11	略						
			12	略						
			13	略						
			14	略						
	二十 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)に基づき知事の権限に属する事務	1	同条例第5条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録						総合事務所長	
		2	同条例第6条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の可否						総合事務所長	
	略									
	二十一 水道法(昭和52年法律第177号)に基づき知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	略								
		6	同法第39条第1項の規定による水道事業者等からの工事の旅行状況等についての報告の徴収及び水道工事への立入検査の実施						総合事務所長	
		7	略							

	7 略																				
	8 略																				
二十二 水道 法施行令 (昭和12年 政令第336 号)第14条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た水質法に 基づく事務	略																				
	3 同法第10条第3 項の規定による水 道事業の変更の届 出の受理																				
	4 略																				
	5 同法第11条第2 項(同法第31条に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による水道事業 の廃止の届出の受 理																				
	6 略																				
	7 略																				
	8 略																				
	9 同法第24条の3 第2項(同法第31 条において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく業 務委託の届出の受 理																				
	10 略																				
	11 略																				
12 同法第30条第3 項の規定による水 道用水供給事業の 変更の届出の受理																					
13 略																					
14 同法第35条第3 項の規定による水 道事業者又は水道 用水供給事業者に 対する弁明の機会 の付与																					
15 略																					
16 略																					
17 略																					
18 同法第39条第1 項の規定による水 道事業者又は水道 用水供給事業者か らの工事の施行状 況等についての報 告の徴収及び水道 の工事への立入検 査の実施																				総合事務所長	
19 略																					
20 略																					
二十三 天神 川部或下水 道工事の執 行に係る知 事の権限に 属する事務	略																				
	6 工事に係る土地 水面等の測量及び 調査 (一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 のもの (二) 契約の対象																				

	8 略																				
	9 略																				
二十二 水道 法施行令 (昭和12年 政令第336 号)第14条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た水質法に 基づく事務	略																				
	3 略																				
	4 略																				
	5 略																				
	6 略																				
	7 略																				
	8 略																				
	9 略																				
	10 略																				
	11 略																				
	12 略																				
	13 略																				
	14 略																				
	二十三 天神 川部或下水 道工事の執 行に係る知 事の権限に 属する事務	略																			
6 工事に係る土地 水面等の測量及び 調査 (一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 の工事に係るも の (二) 契約の対象																					

	となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの									中部総合事務所 所長
	7 工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの									中部総合事務所 所長
	略									
	略									
	略									
循環型社会推進課	略									
	となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの									中部総合事務所 所長
	7 工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの									中部総合事務所 所長
	略									
	略									
	略									
循環型社会推進課	略									
	くらしの安心推進課	1 同法第24条第1項の規定による食品衛生監視指導計画の策定								
		2 同法第25条第1項の規定による食品等の検査及び当該検査に合格した旨の表示の付与								
		3 同法第26条第1項の規定による食品等の検査を受けるべき旨の命令								総合事務所 所長
		4 同法第28条(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定による関係者に対する報告の要求、営業の場所等の隠蔽及び販売の用に供する食品等の検査又は販売の用に供する食品等の取去させること (一) 西伯郡内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								食肉衛生検査 所長 総合事務所 所長
		5 同法第30条第2項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規								

	定による食品衛生に関する監視又は指導を行わせること (一) 西伯郡内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの									食肉衛生検査所長 総合事務所長
	6 同法第40条第8項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理									総合事務所長
	7 同法第52条第1項の規定による飲食店営業等を営むことの許可									総合事務所長
	8 同法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理									総合事務所長
	9 同法第54条(同法第52条において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄等の命令 (一) 西伯郡内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの									食肉衛生検査所長 総合事務所長
	10 同法第56条第1項の規定による営業の許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止									総合事務所長
	11 同法第56条(同法第52条において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令又は営業許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止									総合事務所長
	12 同法第58条第2項の規定による食品等に起因して中毒した患者又はその疑いのある者についての総合事務所長からの報告の受理及び同法第3項の規定による厚生労働大臣への報告									
	13 同法第59条第1項又は第2項の規定による死体を解剖に付することの決定									
二 食品衛生	1 同規則第71条の規定による申請事項の変更届の受理									総合事務所長
	(昭和三十二年厚生省令第23号)に基づく知事の									

	<p>権限に属する事務</p>												
	<p>三 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同条例第4条第2項の規定による施設についての基準の一部を適用しないことの設定</p>											<p>総合事務所長</p>
	<p>四 食品衛生法施行条例（昭和49年鳥取県条例第52号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同条例第7条ただし書の規定による試薬品の種類の変更</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>2 同条例第13条第1項の規定による許可証の交付又は同条例第31条の規定による再交付</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>3 同条例第15条第1項の規定による営業の廃止の届出の受理</p>											<p>総合事務所長</p>
	<p>五 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同条例第2条第1項の規定による魚介類行商を営むことの許可</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>2 同条例第4条の規定による行商建札の交付</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>3 同条例第7条の規定による行商建札の再交付</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>4 同条例第10条第1項の規定による魚介類行商者への報告の請求又は検査の実施</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>5 同条例第11条の規定による食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置の命令</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>6 同条例第12条の規定による営業の停止の命令又は魚介類行商の許可の取消し</p>											<p>総合事務所長</p>
	<p>六 鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第5条の規定による魚介類行商の許可に係る営業用の容器への標識の貼り付け</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>2 同規則第9条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>3 同規則第10条の規定による魚介類行商の廃業に係る廃業届の受理</p>											<p>総合事務所長</p>
	<p>七 調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第3条の2第1項の規定による調理師免許の実施</p>											<p>総合事務所長</p>
		<p>2 同法第5条第3項の規定による調理師免許の交付</p>											<p>総合事務所長</p>

		3 同法第6条の規定による調剤師免許の取消し								
八 調剤師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第11条第1項の規定による調剤師の名簿の訂正								総合事務所長
	2	同令第12条による調剤師の名簿の登録の得否								総合事務所長
	3	同令第13条第1項の規定による調剤師免許証の書換え交付								総合事務所長
	4	同令第14条第1項の規定による調剤師免許証の再交付								総合事務所長
九 製薬衛生師法(昭和41年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第4条第1項の規定による製薬衛生師試験の実施								
	2	同法第7条第2項の規定による製薬衛生師の免許又は同法第3条第1項の規定による製薬衛生師免許証の交付								総合事務所長
	3	同法第8条の規定による製薬衛生師の免許の取消し								
十 製薬衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第3条第1項の規定による製薬衛生師の名簿の訂正								総合事務所長
	2	同令第4条第1項の規定による製薬衛生師の名簿の登録の得否								総合事務所長
	3	同令第5条第1項の規定による製薬衛生師免許証の書換え交付								総合事務所長
	4	同令第6条第1項の規定による製薬衛生師免許証の再交付								総合事務所長
十一 鳥取県ふくひの取扱に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第4条第1項及び第3条の規定によるふくひ取扱師の免許及び免許証の交付								総合事務所長
	2	同条例第4条第2項の規定によるふくひ取扱師名簿の登録								総合事務所長
	3	同条例第4条第4項の規定による免許証の書換え								総合事務所長
	4	同条例第4条第5項の規定による免許証の再交付								総合事務所長
	5	同条例第5条の規定によるふくひ取扱師試験の実施								
	6	同条例第6条第3項の規定によるふくひ取扱師試験委								

		員の委嘱又は任命								
		7 同条例第9条第2項の規定による意見の聴取								
		8 同条例第11条の規定によるふく処理院舎の取消し								
		9 同条例第12条第1項の規定によるふく取扱い 営業の認証								総合事務所長
		10 同条例第12条第3項の規定による認証営業台帳の登録及び認証証の交付								総合事務所長
		11 同条例第12条第4項の規定による認証証の書換え								総合事務所長
		12 同条例第12条第5項の規定による認証証の再交付								総合事務所長
		13 同条例第14条第3項の規定による認証営業者の地位の承継に伴う認証営業台帳の登録及び認証証の書換え交付								総合事務所長
		14 同条例第15条の規定による認証の取消し								総合事務所長
		15 同条例第19条の規定による報告の徴収及び立入検査								総合事務所長
十二	鳥取県	1 同規則第13条のふく取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第13条の規定による死亡等の届出及び返納された免許証の受理並びに登録の抹消							総合事務所長
		2 同規則第17条の規定によるふく処理院舎の合併認証の交付								
		3 同規則第26条の規定による返納された認証証の受理及び登録の抹消								総合事務所長
十三	と畜場	1 同法第4条第1項の規定による一年法律第114号に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による一般と畜場の許可							
		2 同法第5条第2項の規定によると畜場において処理することができる獣畜の種類又は1日当たりの頭数の制限								食肉衛生検査所長
		3 同法第7条第6項の規定による衛生管理者の届出の受理（作業衛生責任者について、同法第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）								食肉衛生検査所長
		4 同法第10条第2項の規定による作業衛生責任者の届								食肉衛生検査所長

	出の受理								
	5 同法第12条第1項の規定によると畜場使用料若しくはとさつ解料の認可又はこれらの変更の認可								
	6 同法第13条第1項第1号の規定によると畜場以外の場所で自己及びその同居者の食用に供する目的で獣畜をとさつする場合の届出の受理又は同条第3項の規定によると畜場以外の場所において獣畜のとさつ等をする者に対するとさつ等の取扱い方法等の指示								食肉衛生検査所長
	7 同法第14条第1項の規定による獣畜のとさつに係る検査又は同条第2項の規定による獣畜の解体に係る検査								食肉衛生検査所長
	8 同法第14条第3項の規定による獣畜の内等を持ち出す場合の検査								食肉衛生検査所長
	9 同法第16条の規定による獣畜のとさつ又は解体の禁止の措置等の実施								食肉衛生検査所長
	10 同法第17条第1項の規定によると畜場の設置者等からの報告の徴収又はと畜場への立入検査等								食肉衛生検査所長
	11 同法第18条第1項の規定によると畜場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは停止の命令								
	12 同法第18条第2項の規定によるととさつ若しくは解体の業務の停止の命令又はとさつ若しくは解体の禁止								食肉衛生検査所長
十四 と畜場	1 同令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない地域の指定又は獣畜のとさつの許可								食肉衛生検査所長
	2 同令第7条の規定による獣畜の検査の種類等の受理								食肉衛生検査所長
	3 同令第9条の規定によると畜場内で解体された獣畜の内等で検査に合格したもののへの検印の押印								食肉衛生検査所長

十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成22年法律第70号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可															総合事務所長	
	2	同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可																総合事務所長
	3	同法第6条第3項の規定による変更の届出の受理																総合事務所長
	4	同法第7条第2項の規定による地位承継の届出の受理																総合事務所長
	5	同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令																総合事務所長
	6	同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令																総合事務所長
	7	同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置又は変更の届出の受理																総合事務所長
	8	同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令																総合事務所長
	9	同法第14条の規定による食鳥処理場の廃止等の届出の受理																総合事務所長
	10	同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同法第21項の規定による変更の認定																総合事務所長
	11	同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令																総合事務所長
	12	同法第16条第7項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認状況の報告の受理																総合事務所長
	13	同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定																総合事務所長
	14	同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術的指導及び助言																総合事務所長
	15	同法第17条第1項第4号の規定に																総合事務所長

	25	同去第36条第3項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又は行うこととなる事由がなくなった旨の公示												
	26	同去第37条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業務の状況の報告の徴収											総合事務所長	
	27	同去第37条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の報告の徴収												
	28	同去第38条第1項の規定による食鳥処理場等への立入り及び鳥獣等の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の収去の実施											総合事務所長	
	29	同去第38条第2項の規定による指定検査機関の事務所への立入り及び帳簿等の検査及び関係者への質問の実施											総合事務所長	
	30	同去第39条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定 (一) 総合事務所の職員に係るもの (二) (一)以外のもの											総合事務所長	
十六	肥料取締法(昭和26年法律第127号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同去第7条第1項の規定による普通肥料の登録											
		2	同去第10条の規定による普通肥料の登録証等の交付											
		3	同去第12条第2項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新											
		4	同去第13条第1項の規定による普通肥料の登録証の書換え交付等											
		5	同去第16条の2の規定による指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理											
		6	同去第19条第2項の規定による規格に適合しなくなった場合等における普通肥料の譲渡の許可											
		7	同去第21条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令											
		8	同去第22条の規定による特等肥料の生産業者及び輸											

		入業者の届出の受理								
		9 同法第23条の規定による販売業務についての届出の受理								
		10 同法第29条第1項又は第3項の規定による業別に関する報告の徴収								総合事務所長
		11 同法第29条第4項の規定による農林水産大臣への報告								
		12 同法第30条第1項及び第3項の規定による事業場等への立入検査等の実施								総合事務所長
		13 同法第30条第4項の規定による農林水産大臣への報告								
		14 同法第30条第7項の規定による公表								
		15 同法第31条第2項又は第3項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録等の取消し								
十七	農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による販売者からの届出の受理								総合事務所長
		2 同法第13条第1項及び第3項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施								総合事務所長
十八	農薬取締令(昭和46年政令第56号)第4条の規定により知事の権限に属するものとされた農薬取締法に基づく事務	1 同法第13条第1項の規定による報告の命令又は農薬等の集取若しくは立入検査の実施								総合事務所長
		2 同法第14条第2項の規定による農薬の販売の制限又は禁止								
十九	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条の14の規定による品質表示に関する指示								
		2 同法第20条第2項に規定する品質表示に関する報告の徴収及び立入検査の実施								総合事務所長
		3 同法第21条第1項に規定する届出の受理及び同条第2項に規定する調査								総合事務所長
二十	理容師法(昭和22年法律第234号)に基づく知事	1 同法第10条第2項の規定による理容師の業務の停止								総合事務所長
		2 同法第11条の規								総合事務所長

	の権限に属する事務	定による理容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは理容所の廃止の届出の受理																		
		3 同法第11条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認																		総合事務所長
		4 同法第11条の3第2項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出の受理																		総合事務所長
		5 同法第11条の4第2項の規定による講習会の指定																		
		6 同法第13条第1項の規定による理容所への立入り及び皮ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査																		総合事務所長
		7 同法第14条の規定による理容所の閉鎖の命令																		総合事務所長
	二十一 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第3項の規定による理容師の免許証又は免許証明書の受理																		総合事務所長
	二十二 美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第2項の規定による美容師の業務の停止																		総合事務所長
		2 同法第11条の規定による美容所の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容所の廃止の届出の受理																		総合事務所長
		3 同法第12条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認																		総合事務所長
		4 同法第12条の2の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受理																		総合事務所長
		5 同法第12条の3第2項の規定による講習会の指定																		
		6 同法第14条第1項の規定による美容所への立入り及び皮ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査																		総合事務所長
		7 同法第15条の規定による美容所の閉鎖の命令																		総合事務所長
	二十三 美容師法施行規則（平成10	1 同規則第7条第3項の規定による美容師の免許証又																		総合事務所長

	年厚生省令第7号)に基づく知事の権限に属する事務	は免許証明書の受理								
二十四	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリーニング所の廃止の届出の受理								総合事務所長
		2 同法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認								総合事務所長
		3 同法第5条の3第2項の規定によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出の受理								総合事務所長
		4 同法第6条の規定によるクリーニング師の免許の交付								
		5 同法第7条の規定によるクリーニング師職員の施行								
		6 同法第8条の規定によるクリーニング師の免許に関する事項の登録								
		7 同法第8条の2の規定によるクリーニング師の研修の指定								
		8 同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習の指定								
		9 同法第9条の規定による洗たくの処理等の業務に従事する者の業務の停止								総合事務所長
		10 同法第10条の規定によるクリーニング所への立入り及びクリーニング所等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査の実施								総合事務所長
		11 同法第10条の2の規定による営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置をとるべき旨の命令								総合事務所長
		12 同法第11条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令								総合事務所長
		13 同法第12条の規定によるクリーニング師の免許の取消								
二十五	クリーニング業法施行令	1 同令第1条の規定によるクリーニング師の免許証明の								

	(昭和28年 政令第233 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	交付、訂正及び交 付又は再交付							
二十六 興行 場法(昭和 23年法律第 137号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第2条の規 定による業として 興行場を經營する ことの許可								総合事務所長
	2 同法第2条の2 第21項の規定によ る營業の承継の届 出の受理								総合事務所長
	3 同法第5条の規 定による營業者等 からの報告の徴収 又は立入り及び興 行場の換気等の措 置の実施状況検査 の実施								総合事務所長
	4 同法第6条の規 定による業として 興行場を經營する ことの許可の取消 し又は營業の停止 の命令								総合事務所長
二十七 鳥取 県興行場法 施行条例 (昭和59年 鳥取県条例 第16号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第4条の 規定による興行場 の設置の場所、構 造設備又は措置の 基準の緩和等の決 定								総合事務所長
二十八 鳥取 県興行場法 施行細則 (昭和59年 鳥取県規則 第80号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同細則第3条の 規定による興行場 營業の変更の届出 の受理								総合事務所長
	2 同細則第4条の 規定による興行場 營業の停止等の届 出の受理								総合事務所長
二十九 旅館 業法(昭和 23年法律第 138号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第3条第1 項の規定による旅 館業を經營するこ との許可								総合事務所長
	2 同法第3条の2 第1項又は第3条 の3第1項の規定 による營業の承継 の承認								総合事務所長
	3 同法第7条第1 項の規定による營 業等に対する報 告の徴収及び請求 又は營業の施設へ の立入り及びその 構造設備等の検査 の実施								総合事務所長
	4 同法第7条の2 の規定による營業 の施設の構造設備 の基準に適合させ るために必要な措 置をとるべきこと の命令								総合事務所長
	5 同法第8条の規 定による旅館業の 經營の許可の取消 し又は營業の停止 の命令								総合事務所長

三十 旅館業 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による旅館業の経営の許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理									総合事務所長
三十一 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第2項の規定による客の収容定員の基準の検印									総合事務所長
	2 同条例第6条第3項の規定による水質基準に係る届出の受理									総合事務所長
三十二 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による業として公衆浴場を営むことの許可									総合事務所長
	2 同法第2条の2第2項の規定による営業の承継の届出の受理									総合事務所長
	3 同法第4条の規定による伝染性の疾病にかかっていると認められる者等に対して入浴を認めることの許可									総合事務所長
	4 同法第6条の規定による営業者等に対する報告の請求又は公衆浴場への立入り及び業として公衆浴場を営むことの許可に附した条件の遵守等の状況の検査の実施									総合事務所長
	5 同法第7条第1項の規定による業として公衆浴場を営むことの許可の取消し又は営業の停止の命令									総合事務所長
三十三 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による業として公衆浴場を営むことの許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理									総合事務所長
三十四 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条第9号の規定による水質基準に係る届出の受理									総合事務所長
	2 同条例第6条の規定による公衆浴場について講じなければならない措置の基準の検印									総合事務所長
三十五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第9条第11項	1 同法第9条第1項の規定による適正化規程の制定の認可又はその変更の認可									
	2 同法第11条の規定による適正化規程の変更の命令又は認可の取消し									

の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た生活衛生 関係営業の 運営の適正 化及び振興 に関する法 律（昭和22 年法律第 164号）に 基づく事務	3	同法第12条の規 定による適正化規 程の廃止の届出の 受理																			
	4	同法第14条の2 の規定による共済 規程の設定の認可 又はその変更若し くは廃止の認可																			
	5	同法第14条の10 第1項の規定によ る組合協約の認可 又はその変更の認 可																			
	6	同法第14条の12 の規定による組合 協約の締結に關す るあつせん																			
	7	同法第24条第1 項の規定による組 合の設立の認可																			
	8	同法第28条第3 項の規定による組 合の定款の変更の 認可																			
	9	同法第28条第5 項の規定による組 合の定款の変更の 届出の受理																			
	10	同法第42条（同 法第38条第5項、 第46条第6項又は 第52条において準 用する場合を含む。 ）の規定による 組合員による総 会の招集の承認																			
	11	同法第50条第2 項の規定による総 会の決議による組 合の解散の認可																			
	12	同法第52条の2 の規定による組合 の役員解任の勸 告																			
	13	同法第52条の3 の規定による組合 の解散の命令																			
	14	同法第52条の4 第1項の規定によ る小組合の設立の 認可																			
	15	同法第52条の7 第3項の規定によ る小組合の合併の 認可																			
	16	同法第56条の6 第1項の規定によ る組合員以外の者 に対する料金若し くは販売価格又は 営業方法を改める ことの報告																			
	17	同法第60条第1 項の規定による営 業者等からの報告 の徴収又は事業所 等の立入り及び業 務の状況等の検査 の実施																			

	18 同法第60条第4項の規定による調査の申出の受理								
	19 同法第60条第5項の規定による調査の実施及び結果の通知								
	20 同法第62条第1項の規定による意見の聴取								
三十六 生活	1 同規則第6条の規定による組合の役員に変更があった旨等の届出の受理								
	2 同規則第11条の規定による組合員の異動に関する報告書の受理								
三十七 建築	1 同法第5条の規定による特定建築物についての届出及び届出事項の変更の届出の受理並びに都道府県労働局長への通知								総合事務所長
	2 同法第11条の規定による特定建築物の所有者等に対する報告の徴収又は特定建築物への立入検査								総合事務所長
	3 同法第12条の規定による特定建築物の所有者等に対する必要な措置をとるべきことの命令又は特定建築物等の使用の停止若しくは制限								総合事務所長
	4 同法第12条の2第1項の規定による建築物における清掃を行う事業を営んでいる者の営業所の登録								総合事務所長
	5 同法第12条の4の規定による登録営業所の登録の取消し								総合事務所長
	6 同法第12条の5第1項の規定による登録業者に対する報告の徴収又は登録営業所への立入検査等の実施								総合事務所長
	7 同法第13条第2項の規定による国等に対する必要な説明又は資料の提出の要求								総合事務所長
三十八 化製	1 同法第2条の規定による死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等の許可								総合事務所長
	2 同法第3条の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場								(市町)所長

											の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与 (一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								東部総合事務所長
											10 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域の指定								
											11 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域における動物の飼養等の許可								総合事務所長
											12 同法第9条第4項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域として新たに指定された区域内において動物の飼養等をしている場合における動物の種類等の届出の受理								総合事務所長
											13 同法第9条第5項において準用する同法第6条の規定による飼養等をする者等に対する報告の請求又は畜舎等への立入り及びその構置設備等の検査								総合事務所長
											14 同法第9条第5項において準用する同法第6条の2の規定による畜舎等の構置設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令								総合事務所長
											15 同法第9条第5項において準用する同法第7条の規定による動物の飼養等の許可の取消し又は畜舎等の使用の制限若しくは禁止の命令 (一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								東部総合事務所長
三十九	鳥取県化糞処理場等に関する法律施行規則(昭和59年鳥取県規則第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第4条第21項の規定による化糞場等の構置設備以外の変更の届出の受理																
		2	同規則第5条の規定による化糞場の経営の停止等の届出の受理																

																		3 同細則第11条の規定による動物の飼養等の変更の届出の受理									総合事務所長
																		4 同細則第12条の規定による動物の飼養等の停止等の届出の受理									総合事務所長
																		四十 温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく知事の権限に属する事務									
																		1 同法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可及び同条第3項の規定による経済産業局長への諮議									
																		2 同法第5条第2項の規定による許可の有効期間の更新									
																		3 同法第6条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた法人の地位の承継の承認									
																		4 同法第7条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認									
																		5 同法第7条の2第1項の規定による掘削のための施設等の変更の許可									総合事務所長
																		6 同法第8条第1項の規定による掘削工事の完了又は廃止の届出の受理									総合事務所長
																		7 同法第8条第3項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令									総合事務所長
																		8 同法第9条第1項の規定による土地の掘削の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令									
																		9 同法第9条の2の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は停止の命令									総合事務所長
																		10 同法第10条の規定による原状回復の命令									
																		11 同法第11条第1項の規定による増振又は重力の装置の許可									
																		12 同法第11条第2項において準用する同法第5条第2項の規定による増振の許可の有効期間の更新									
																		13 同法第11条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による増									

	掘の許可を受けた法人の地位の承継の承認								
14	同法第11条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増掘の許可を受けた者の地位の承継の承認								
15	法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定による増掘のための施設等の変更の許可								総合事務所長
16	同法第11条第2項において準用する同法第8条第1項の規定による増掘の工事の完了又は廃止の届出の受理								総合事務所長
17	同法第11条第2項において準用する同法第8条第3項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令								総合事務所長
18	同法第11条第2項において準用する同法第9条第1項の規定による増掘の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令								
19	同法第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定による増掘を行う者に対しての可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は停止の命令								総合事務所長
20	同法第11条第2項において準用する同法第10条の規定による原状回復の命令								
21	同法第11条第3項において準用する同法第5条第2項の規定による動力の装置の許可の有効期間の更新								
22	同法第11条第3項において準用する同法第6条第1項の規定による動力の装置の許可を受けた法人の地位の承継の承認								
23	同法第11条第3項において準用する同法第7条第1項の規定による動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認								
24	同法第11条第3項において準用す								総合事務所長

<p>る同法第8条第1項の規定による動力の装置の工事の完了又は廃止の届出の受理</p>						
<p>25 同法第11条第3項において準用する同法第9条第1項の規定による動力の装置の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令</p>						
<p>26 同法第11条第3項において準用する同法第10条の規定による原状回復の命令</p>						
<p>27 同法第12条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令及び同条第2項の規定による経済産業局長への協議</p>						
<p>28 同法第13条第1項の規定による環境大臣への協議</p>						
<p>29 同法第14条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同条第2項の規定による関係行政庁への協議</p>						
<p>30 同法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可</p>						総合事務所長
<p>31 同法第14条の3第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた法人の地位の承継の承認</p>						総合事務所長
<p>32 同法第14条の4第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認</p>						総合事務所長
<p>33 同法第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認</p>						総合事務所長
<p>34 同法第14条の5第3項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認の取消</p>						総合事務所長
<p>35 同法第14条の6第2項の規定による可燃性天然ガス濃度についての確認を受けた者の地位の承継の届出の受理</p>						総合事務所長
<p>36 同法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可</p>						総合事務所長

37	同去第14条の8第1項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出の受理								総合事務所長
38	同去第14条の8第3項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令								総合事務所長
39	同去第14条の9第1項の規定による温泉の採取の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令								総合事務所長
40	同去第14条の10の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急的に必要な措置等の命令								総合事務所長
41	同去第15条第1項の規定による温泉の利用の許可								総合事務所長
42	同去第16条第1項の規定による温泉利用の許可を受けた法人の地位の承継の承認								総合事務所長
43	同去第17条第1項の規定による温泉利用の許可を受けた者の地位の承継の承認								総合事務所長
44	同去第18条第4項の規定による温泉の成分等の掲示又は変更の届出の受理及び同条第5項の規定による内容の変更の命令								総合事務所長
45	同去第19条第1項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同条第2項の規定による登録の申請の受理								総合事務所長
46	同去第19条第3項の規定による登録簿への登録								
47	同去第20条の規定による登録分析機関の変更の届出の受理								総合事務所長
48	同去第21条第1項の規定による登録分析機関の廃止の届出の受理								総合事務所長
49	同去第22条の規定による登録分析機関の登録の抹消								
50	同去第23条の規定による登録分析機関登録簿の取扱い								
51	同去第25条の規定による登録分析								

		機関の登録の取消し									
		52 同法第28条第1項の規定による温泉成分分析を行う者からの報告の徴収又は立入検査等の実施									総合事務所長
		53 同法第30条の規定による温泉利用施設等の改善の指示									
		54 同法第31条第1項の規定による温泉の利用の許可の取消し及び同法第21項の規定による温泉の利用の制限等の命令									
		55 同法第34条第1項の規定による温泉を採取する者等からの温泉のゆづり出量等についての報告の徴収									総合事務所長
		56 同法第36条第1項の規定による温泉の利用施設等への立入検査等									総合事務所長
四十一	鳥取県温泉法施行規則(昭和62年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による温泉掘削者等の住所等の変更の届出の受理									総合事務所長
		2 同規則第14条の規定による温泉採取者の住所等の変更の届出の受理									総合事務所長
		3 同規則第16条第1項の規定による温泉ゆづり出量のしゅんせつ等の届出の受理及び同法第21項の規定による温泉ゆづり出量のしゅんせつ工事等の完了又は廃止の届出の受理									総合事務所長
		4 同規則第17条の規定による原状回復の報告の受理									
		5 同規則第21条の規定による温泉利用施設等の設備の改修の届出の受理									総合事務所長
		6 同規則第22条の規定による温泉供用者の住所等の変更の届出の受理									総合事務所長
		7 同規則第23条の規定による温泉の利用の廃止の届出の受理									総合事務所長
四十二	不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条の規定による違反行為を取りやめるべきこと等の指示									
		2 同法第8条第1項の規定による適当な措置をとるべきこと等の要請									